

# 構造改革特別区域基本方針の一部変更について(案)のポイント

平成16年2月20日  
構造改革特区推進室

## 特区において講じられた規制の特例措置の評価

### 基本理念

特段の問題の生じていないと判断された規制の特例措置は、速やかに全国規模の規制改革を実施。  
特区で未実施又は実施の少ない規制の特例措置は、その是正及び新たな規制改革の実施を検討。  
関連する規制に問題があるために、円滑な実施が妨げられている場合、新たな規制改革の実施が必要。

### 評価のプロセス

#### 【評価委員会】

規制の特例措置の全国展開に関する評価  
実施されていない又は実施の少ない規制の特例措置の評価  
関連する規制の評価

↓ 本部長に意見を提出

#### 【構造改革特別区域推進本部】

評価委員会の意見を踏まえ、本部の判断を決定

### 評価の具体的方法

#### 規制所管省庁の調査

・規制の特例措置による弊害について立証責任を有する。

#### 評価委員会の評価

・規制の特例措置の要件、手続について、弊害の予防等の措置として適切かとの観点から見直し。  
・未実施又は実施の少ない規制の特例措置に関する調査を中心に、総務省行政評価局の機能を活用。

#### 評価の具体的基準

##### ア) 全国で実施

- ・弊害が生じないと認められる場合
- ・弊害が生じていても、弊害の予防等の措置が確保され、かつ、見直された予防等の措置について特区における検証を要しないと認められる場合
- ・弊害が生じていても比較的微小であり、全国展開した場合の効果と比較検討し、効果が著しく大きいと認められる場合

##### イ) 引き続き当該地域特性のある地域で実施

- ・弊害が生じていても、弊害の予防等の措置が確保され、当該措置について特区における検証を要すると認められる場合

##### ウ) 規制の特例措置の廃止

- ・弊害が生じており、規制の特例措置の要件等を見直しても予防等の措置を講じることが困難と認められる場合

## 定期的な規制改革の提案の募集

平成16年度は、6月、11月を目途に実施(具体的なスケジュールは別途作成)

## 構造改革特別区域計画の認定申請のスケジュール

平成16年度は、5月、10月及び平成17年1月を目途に受付(具体的なスケジュールは別途作成)

## 規制の特例措置の追加

第3次提案募集において新たな講じることとなった規制の特例措置を別表に追加